

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和2年4月10日（金）午前9時30分～午前10時15分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 15名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2 番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3 番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4 番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5 番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6 番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7 番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8 番	平井 忠行	欠			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画書（No.142）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (3) 議案第3号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の決定について
- (4) 議案第4号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	それでは、ただ今から令和2年度第1回農業委員会総会を開催します。 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場を2階第1会議室から3階大会議室へ変更しました。会場の換気を行い、会場出入り口には消毒液を設置しています。皆様にはマスクの着用をお願いしております。なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。 会議に入る前に、本日の署名委員を指名します。 署名委員は1番 岸野委員と、2番 高槻委員にお願いします。 本日の議事につきましては、議案第1号から議案第4号の4議案です。
議 長	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 3件議題とします。 事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上3件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号1番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
8 番 委 員	譲渡人が遠くにお住まいです。どなたかに購入してもらいたいという要望があり、譲受人とで合意されました。問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号1番につきまして、他に意見はありませんか。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号1番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号2番につきまして、地元委員の意見をお願いします。

中川地区 推進委員	今回、譲渡人から譲受人に対して購入の依頼をした案件です。利用権設定があり、今まで譲受人が耕作をしていました。場所は譲受人の自宅のすぐ北側でもありますし、問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
6 番委員	譲渡人と譲受人のご主人はいとこ関係です。譲受人のご主人が4年前に亡くなられたこと、譲渡人が遠くに住んでいること、ご高齢ということもあり、譲渡したいということです。問題ありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>2</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 142）（案）の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第2号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。

議 長	(計画の内容について説明) 事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第2号について、計画書どおり決定します。
事 務 局	議案第 3 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の決定について、議題とします。 事務局から説明します。 議案第3号をご覧ください。 令和2年2月28日の総会で点検・評価の案を決定し、ホームページ等で意見募集することとし、約1カ月間（3/3～4/3）ホームページ・窓口で意見を募集しました。結果は別紙のとおり、ありませんでした。この結果を踏まえ、点検・評価は補正を行うことなく案のとおり決定していただきたいという内容です。
議 長	事務局の説明が終わりました。「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」につきまして、意見はありませんか。 (異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第3号のとおり、決定することを議決します。今後、ホームページ等へ掲載し、農業委員会の活動を広く周知することとします。
議 長	議案第 4 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について、議題とします。 事務局から説明します。 議案第4号をご覧ください。 令和2年2月28日の総会で活動計画の案を決定し、ホームページ等で意見募集することとし、約1カ月間（3/3～4/3）ホームページ・窓口で意見を募集しました。結果は別紙のとおり、ありませんでした。この結果を踏まえ、活動計画は補正を行うことなく案のとおり決定していただきたいという内容です。

議 長	事務局の説明が終わりました。「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」につきまして、意見はありませんか。
	（異議なし）
議 長	異議がありませんので、議案第 4 号のとおり、決定することを議決します。今後、ホームページ等へ掲載し、農業委員会の活動を広く周知することとします。
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	利用目的の変更届について 地元委員の確認報告をお願いします。
5 番委員	1 番について確認しました。十数年前から矢掛で耕作されており、現在は果樹等を植えています。
美川地区 推進委員	2 番、3 番について確認しました。2 番は、周りに田はなく畑で利用されていて、この土地も 10 年くらい前から畑として利用されています。3 番は、現状畑として利用されています。
川面地区 推進委員	4 番について確認しました。国道を広げられた頃から田を畑として利用されています。
2 番委員	5 番について確認しました。周囲も畑として利用している場所で、周囲の影響もあり、畑として利用されています。
議 長	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。
美川地区 推進委員	確認しました。1 番は借受人が農業を廃止する為解約します。
三谷地区 推進委員	確認しました。2 番は 3 条の所有権移転をする為、解約になります。3 番は借受人が耕作できなくなり、解約します。
4 番委員	確認しました。4 番は農地中間管理機構を通しています。借受人が耕作できなくな

	り、解約します。
1 番委員	確認しました。5 番は借受人が亡くなられた為解約します。6 番は借受人が高齢で耕作できなくなり、解約します。
中川地区 推進委員	確認しました。7 番は3 条申請で所有権移転をする為、解約します。8 番は借受人が高齢で耕作できなくなり、解約します。9 番は別の方が耕作されることになり、解約します。
議 長	農地法第5 条の完了報告書 について 地元委員の確認報告をお願いします。
5 番委員	確認しました。認定こども園の駐車場が完成しています。
議 長	農地改良の完了報告書 について 地元委員の確認報告をお願いします。
6 番委員	確認しました。申請のとおり完成していました。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これを持ちまして、本日の農業委員会総会を終了します。